

# 白岡ニュータウン自治会 集会所管理規程

## (目的)

第1条 本規程は白岡ニュータウン自治会集会所（以下「集会所」という）の管理運営に関する諸事項を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

## (管理の範囲)

第2条 管理の範囲は次の各号に定める集会所の建物及び付帯設備とする。

- (1) アメニティーサウスプラザ (3丁目集会所) : 新白岡3-12-16
- (2) アメニティーセンタープラザ (2丁目集会所) : 新白岡2-17-14
- (3) アメニティーノースプラザ (1丁目集会所) : 新白岡1-19-4

## (管理機関と自治会役員の任務)

第3条 集会所の管理機関は白岡ニュータウン自治会（以下「自治会」という）とし、その各々の任務は次の各号に定める。

- (1) 本規程の管理は役員会にてこれを行なう。
- (2) 集会所建物及び付帯設備の維持管理は自治会総務部がこれを行なう。
- (3) 集会所の運用管理は事務局員がこれを行なう。  
但し、会計ならびに監査は各々会計理事ならびに監事がこれを行なう。  
監事は自治会に対し独立の地位をもって資産及び会計事務を監査する。
- (4) 自治会長は集会所の運営・管理全体を総括し、必要に応じて会議を招集する。

## (管理運営資金)

第4条 集会所の管理運営資金は次の各号に掲げるものを以って充てる。

- (1) 集会所の使用料
- (2) 自治会よりの補助
- (3) その他

## (使用方法及び使用料等)

第5条 集会所を利用する時は、あらかじめ所定の申請書に使用責任者等を記入の上事務局員にその許可を得ること。

- 2 使用申請書は使用予定日より自治会員については2ヶ月前、自治会員以外については1ヶ月前から受付を依頼できる。

- 3 使用者は別表に定める使用料を申込み時に納入する。
- 4 使用予定日当日に取り消す場合には使用料は返却されない。
- 5 使用に当たり事務局員の指示に従い、次の各号を厳守すること。
  - (1) 近所に迷惑を掛けることがないように留意すること。
  - (2) 路上駐車は禁止
  - (3) 建物・器具・備品等の保全に留意すること。
  - (4) 使用後は清掃、器具・備品の返却、火気の点検及び施錠の確認を行なうこと。
  - (5) 空き瓶・ゴミ等は必ず持ち帰ること。
- 6 使用料は別表1及び別表2に定める。

(使用の禁止)

第6条 次の各号に定めるものについては使用を許可しない。

- (1) 公職選挙法による選挙事務所
- (2) 公職選挙法による選挙期間中に、候補者及びその関係者から使用の申し出があった時
- (3) 使用日数が連続3日以上に亘る者
- (4) 風紀秩序を乱し、他に迷惑を掛けるおそれがあると認められた時
- (5) 前回の使用時に規程に従わなかった者
- (6) その他役員会において使用が不相当と認められた者

(使用許可の優先)

第7条 集会所の使用申込みが同一の日時・場所に複数生じた場合には先着者を原則として優先させる。

但し、緊急でやむを得ない申込みがあった場合には、自治会長・事務局員・申込み者で協議の上優先者を決定する。

- 2 自治会員の中で弔事が発生し集会所の使用申込みがあった場合又は行政区（自治会・公的機関）で緊急使用の必要が生じた場合はこれを優先させる。

なお、その必要あれば自治会長・事務局員が協議の上調整する。

(損害の賠償)

第8条 使用者が建物・付帯設備又は備品等を損傷又は汚損した時は、原状復帰に要する費用を負担しなければならない。但し、損傷又は汚損が当該使用者の責に帰することができない原因によると認められた場合はこの限りでない。

1. 本規程は平成元年1月14日より暫定的運用を行い、平成元年度の自治会設立総会の承認を経て同年4月23日より施行する。

2. 本規程を2丁目集会所の追加に伴い平成5年5月15日の通常総会で規程の一部を改正する。
3. 平成7年10月14日別表の使用料金表を改定する。
4. 平成13年5月13日の自治会役員会決議により規程の一部を改正するとともに集会所使用規程を廃止する。
5. 本規程を1丁目集会所の追加に伴い平成19年4月29日の通常総会で規定の一部を改正する。但し1丁目集会所については平成18年11月4日の役員会で規程の改正案が合意された後、暫定的運用を開始する。
6. 平成19年3月24日の自治会役員会決議により規程の一部を改正するとともに別表1及び別表2の使用料金表を改定する。
7. 平成23年9月3日の自治会役員会決議により規定の一部を改正し、平成24年4月29日の通常総会で承認を得る。